

令和4年11月吉日

千葉県議会公明党御中

一般社団法人 日本若者協議会 関東支部

## 包括的性教育の実施を求める 千葉県への要望書

若年層の人工妊娠中絶の増加や梅毒をはじめとした性感染症の蔓延、性犯罪・性暴力対策として始まった「生命(いのち)の安全教育」により性教育の重要性は近年注目されている。だが、その内容は月経・射精、性行為や性感染症などの内容に留まっている。一方で、2009年に初版が発行し、2016年に改訂版が発表された『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』では、性教育とは人権や自己決定、多様な性や家族といった包括的で継続的な教育が求められていることがわかる。このことから、日本の性教育は国際的なスタンダードからかなり遅れをとっていることがわかる。

厚生労働省の児童虐待の事例の調査 [資料1] によると、児童虐待で死亡する子どものうち、もっとも多い月齢は0歳0か月である。この問題における背景として、母親の予期せぬ妊娠があることが記されている。この予期せぬ妊娠は、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づいた科学的に正しい避妊方法や中絶に関する知識があれば防げた可能性が極めて高い事態である。またその知識は、妊娠をする可能性のある人だけでなく、すべての人に必要な知識である。すべての人のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を守るためにも包括的な性教育の実施を求める。

千葉県の令和3年3月からの第5次千葉県男女共同参画計画には、「男女が、固定的な性別役割分担にとらわれることなくや無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれることなく活躍でき、また、安全・安心に暮らせるよう、意識づくり、教育・学習等の基盤づくりを目標とすること」「互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、HIV・エイズ、性感染症等に関する正しい知識を得るための性教育を学校などにおいて、成長段階に応じて実施していくこと」など、学校における発達段階に応じた適切な性教育の実施が明言されており、取り組みに前向きなことは評価できる。また、平成28年度より継続的に性教育研修会・性教育連絡協議会を実施し、毎年約1,100人程度の教職員が研修を受ける機会を設けていることも評価できる。一方、『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』に明記されているキーコンセプト [資料2] には、ほかにもジェンダーに関する理解や性と生殖の健康など、包括的な性に関する内容が含まれている。千葉県の児童生徒の学ぶ権利・自己実現の権利を保障するという観点からも、以下の内容を提言する。

## 記

1. 千葉県として性教育に関する手引きを作成し、教育現場での理解を広め性教育の実施を促進する

一つ目は、東京都の性教育の手引き [資料3] と同様のものを千葉県としても作成し、県内の小学校・中学校・高校における十分な内容の性教育の実施を促進すること。

昨今、児童生徒の直面する問題は多岐に渡る。具体的には、SNSをきっかけとした交流の中で性暴力・誘拐などの被害、児童ポルノの予期せぬ被害、リベンジポルノ被害などである。これらに対応するには、保健体育での、生殖に関する内容を学習するのみの従来の性教育だけでは、不十分であることは明らかである。しかし、教員の多忙化が深刻な状況を鑑みると、各教員が自主的に従来のものを超えた内容の教材を研究し、授業を実施することは、教員に更なる負担を課すことになる。

そこで、教員の負担を軽減しつつ、児童生徒に正しい知識や態度を身につけさせるために、以下の内容を含んだ、性教育の手引きを作成することを求める。東京都での取り組みのように、県が率先して性教育を推進する姿勢を見せ、環境の整備を行うことが、学校現場における理解や教育の実施を進める。

(1) 国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づいた、教科・領域横断的な教育内容の提示

国際セクシュアリティ教育ガイダンスには、8つのキーコンセプトが存在する [資料2]。その内容は、人権やジェンダー平等などの考えを基盤としている。また、月経や射精など身体の変化だけでなく、人間関係やジェンダー・セクシュアリティに関する内容など幅広く教えることが求められている。そのため、保健体育科の範囲だけでなく、特別活動や家庭科、社会科、生活科、理科、道徳、技術科(情報分野)など教科・領域横断的に授業を行う必要がある。実際に東京都の手引きでは、保健体育や道徳、学級活動(特別活動)等のなかで性教育を行う方針が主な学習内容として提示されている。

(2) 歯止め規定の教育をする際の手続きの例を明記

現状の性教育では、学習指導要領において、「人の受精に至る過程を取り扱わないこと」、「妊娠に至る過程を取り扱わないこと」となっている。その歯止め規定が、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに則った内容を実施できないことの原因となってきた。一方で、歯止め規定については、中央教育審議会が具体例として、「教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒の発達段階(受容能力)を十分考慮することが重要であること」「家庭、地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を十分に得ることが重要であること」「集団指導の内容と、個別指導の内容の区別を明確にすること等」[資料4]を挙げている。そのため、現状で歯止め規定を超えて教育を実施しようという場合には、保護者の理解も不可欠となる。そこで、手引きには、そのような教育を行う際の保護者への説明の例などを明記してほしい。実際に東京都の性教育に関する手引きでは、保護者に対して配布する書類も含めて例示されている。

### (3) 学校の中での授業外での取り組み例の明示

国際セクシュアリティ教育ガイダンスの8つのキーコンセプトに分類されている内容の中には、授業時間だけでなく、環境、子どもと教職員や教職員間の態度などの授業外での取り組みを通して、より内容を身に着けられるものもある。例えば、ジェンダーやセクシュアリティに関する内容は、普段の教職員の言動が児童生徒の学びに影響する。そのため事例を通して教職員が学校生活の中で気を付けるべき点について明記してほしい。

#### ■ 具体例

- リーダー役を男子だけに任せないこと。競争の場で男児に「足が速くないなんて」「女子に負けるなんて」と声掛けをしたりするなど、男性性を押し付けないこと。
- 女子生徒に部活のマネージャーなどケア役割を無理に押し付けないこと。女子児童生徒や女性教職員だけに馴れ馴れしくしないこと。
- シスジェンダー・ヘテロセクシュアル(性的違和のない異性愛者)だと決めつけないこと。アウトティング(本人の同意なく秘密を暴露すること)をしないこと。
- 体の発達の状況を揶揄しないこと。学校内での性的なからかいを放置しないこと。

## 2. 外部講師の活用を保障するための予算の確保を行う

二つ目は、性教育の実施にあたり、外部講師を依頼しやすい環境整備を行うことで、性に関する知識を得られる機会を保障すること。歯止め規定により教科書に性交や避妊の話がない以上、教職員だけで対応するには限界がある。また現状、外部講師を呼ぶことは各学校の判断となっており、その差を埋めない限り、県内の学校で格差が生まれてしまう・出身校によって性教育の程度に差が生じてしまう懸念がある。

そこで、助産師や性教育を行うNPO法人などの外部講師の活用が不可欠になる。できる限り学校間の格差を減らすためにも、以下に挙げるような障壁の是正を求める。

一つ目は、千葉県として性教育の外部講師を呼ぶための予算を確保をすること。例えば、外部講師の派遣を県として行うことや、学校の外部講師費用を助成することなどである。実際、浦安市は、教育委員会保健体育安全課が各市立小中学校におけるいのちの教育講演会や学校保健委員会への助成、並びに保健所など関係機関との連携を推進し、小学校5年生及び中学校2年生を対象とした外部講師によるいのちの教育(性教育を含む)講演会を実施している。

二つ目は、県内の小中高校が外部講師を呼ぶ際の手続きを簡略化すること。現状の学校現場では、外部講師を呼ぶためには、①学校が講師を探し、②予算を調整し、③学校が講師に直接連絡を取る流れとなっている。この手続きでは、現場の負担が大きいのは明らかである。校長をはじめ、教職員が萎縮することで、結果的に学校ごとの格差が生じ、児童生徒に公平な教育が広く行き届かなくなってしまう。そのため、外部講師を呼ぶまでのスムーズな手続きを予め県が用意することで、より積極的な外部講師の活用につなげたい [資料5]。

千葉県全体として性教育を行う外部講師の枠組みを、千葉県内に広げていくことにより、学習の機会をより多くの児童生徒に保障できると考えている。

### 3. 教職員に対する性教育の研修内容の充実

三つ目は、教職員に対する性教育の研修内容を充実させることである。2000年代に起こった性教育バッシングの影響 [資料6] で、教職員の中には性教育の授業を受けたことのない者もいる。さらに、性教育は人権の教育であり、ただ内容を教えるだけでなく、普段から人権を尊重される環境や行動によって学びが得られるものである。そのため、単発の外部講師に講演を依頼したからといって、子どもに対する影響はわずかである。性教育を学ぶ環境も含めて、日常的に教職員が児童生徒に指導できるような研修内容の充実化を求める。

### 4. 「受精に至る過程を取り扱わない」としている学習指導要領の歯止め規定を撤廃するための意見書を国会に提出する

四つ目は、学習指導要領にある「受精に至る過程を取り扱わない」とする歯止め規定の撤廃を求める意見書を国会に提出すること。現在、学習指導要領には、前述のとおり「妊娠の経過については取り扱わない」とする歯止め規定が存在する。また、2000年代にはそれまで行われてきた性教育の実践に対して、国会議員や地方議員が圧力をかけるなど、教育現場を委縮させる動きがあった [資料6]。これらは、今後の学校現場での性教育の取り組みを委縮させるのに十分な効果をもたらした。児童生徒に必要な教育を提供するために、現状、バッシングの根拠となっている歯止め規定を撤廃するための意見書を県議会で可決し国会に提出していただきたい。

## 参考資料

[資料1] 第9回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会 資料2

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000361196.pdf>

[資料2] 国際セクシュアリティ教育ガイダンス 8つのキーコンセプト

国際セクシュアリティ教育ガイダンス(改訂版)p.71

5.2 キーコンセプト、トピック、学習目標の全体像	
<b>キーコンセプト1</b> 人間関係	<b>キーコンセプト2</b> 価値観、人権、文化、セクシュアリティ
<b>トピック：</b> 1.1 家族 1.2 友情、愛情、恋愛関係 1.3 寛容、包摂、尊重 1.4 長期の関係性と親になるということ	<b>トピック：</b> 2.1 価値観、セクシュアリティ 2.2 人権、セクシュアリティ 2.3 文化、社会、セクシュアリティ
<b>キーコンセプト3</b> ジェンダーの理解	<b>キーコンセプト4</b> 暴力と安全確保
<b>トピック：</b> 3.1 ジェンダーとジェンダー規範の社会構築性 3.2 ジェンダー平等、ジェンダーステレオタイプ、ジェンダーバイアス 3.3 ジェンダーに基づく暴力	<b>トピック：</b> 4.1 暴力 4.2 同意、プライバシー、からだの保全 4.3 情報通信技術 (ICTs) の安全な使い方
<b>キーコンセプト5</b> 健康とウェルビーイング (幸福) のためのスキル	<b>キーコンセプト6</b> 人間のからだが発達
<b>トピック：</b> 5.1 性的行動における規範と仲間の影響 5.2 意思決定 5.3 コミュニケーション、拒絶、交渉のスキル 5.4 メディアリテラシー、セクシュアリティ 5.5 援助と支援を見つける	<b>トピック：</b> 6.1 性と生殖の解剖学と生理学 6.2 生殖 6.3 前期思春期 6.4 ボディイメージ
<b>キーコンセプト7</b> セクシュアリティと性的行動	<b>キーコンセプト8</b> 性と生殖に関する健康
<b>トピック：</b> 7.1 セックス、セクシュアリティ、生涯にわたる性 7.2 性的行動、性的反応	<b>トピック：</b> 8.1 妊娠、避妊 8.2 HIVとAIDSのスティグマ、治療、ケア、サポート 8.3 HIVを含む性感染症リスクの理解、認識、低減

[資料3] 東京都教育委員会 「性教育の手引」の改訂について

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press\\_release/2019/release20190328\\_02.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2019/release20190328_02.html)

[資料4] 中央教育審議会 「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会これまでの審議の状況―すべての子どもたちが身に付けているべきミニマムとは?―」

4. その他 (1)性教育について 3. 指導計画の作成等に当たっての留意点等について

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1395097.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1395097.htm)

[資料5] 県内における外部講師委託先の候補

※紹介文については各ホームページ記載を参考に作成した。

\* 一般社団法人 千葉県助産師会 (URL: <https://www.midwife-chiba.org/>)

助産師相互の協力と職業的地位の向上を図ると共に専門的学術の研究につとめ、併せて千葉県民の母子保健に関する知識の普及ならびに家族保健および母性保護の改善に貢献することを目的に活動している。講演活動では、小中高校生、教職員や父兄を対象とした命の教育、性の健康教育、望まない妊娠、性感染症予防等の講演活動を行っている。子ども達だけでなく大人も巻き込んだ健康教育を実施している。

\* 千葉県看護協会 (URL: <https://www.cna.or.jp/index.html#top>)

千葉県看護協会は千葉県内に勤務または在住の、保健師・助産師・看護師・准看護師を支援する看護専門職の職能団体である。性教育を行う助産師・看護師の紹介窓口となっている。実際に、柏市内の中学校に対しては、東葛病院の助産師・看護師を繋ぎ、思春期における体・心の不安や悩みを中心に講話を行っている。

\* 千葉県産婦人科医会 (URL: <https://chibaog.org/>)

千葉県内で働く産婦人科医の団体。「性教育委員会」を設置し、県内の中学生・高校生を対象に産婦人科医師による性教育講師の派遣を行っている。

\* NPO法人ピルコン (URL: <https://pilcon.org/activities>)

ピルコンは、包括的性教育の普及を目指し、性教育講演や、性の健康と権利を学ぶ場作り、人材育成、情報発信、イベント・啓発事業を行っている。学生や児童養護施設児童を対象とした性の健康・リレーションシップ教育プログラム、保護者を対象とした性教育サポート講座や、地域と連携した性の健康啓発事業等を行う。これらの活動を通じ、子どもに正しい性知識を知る機会を、大人に性の伝え方を学ぶ機会を提供する。

**[資料6]** 性教育に関するバッシングの経緯

1980年代	AIDSの感染拡大に伴い性教育の必要性の認識が広がる。
1989年	小学校学習指導要領が改訂され、小学5年生の理科に「男女によって体のつくりなどに特徴があること」「母体内で成長して生まれること」が明記される。
1992年頃	各地で性教育の手引きが作られるなど、性教育元年と呼ばれる。
1998年	学習指導要領に「妊娠に至る過程は取り扱わないこと」とする歯止め規定が記載される。
2002年	厚生労働省が出した性教育の副読本が、国会での批判により回収される。
2003年	東京都七生養護学校で行われていた「こころとからだの学習」に対して都議が介入、教員が処分を受ける。
2018年	東京都足立区立の中学校で、人権教育の一環として行われていた「自らの性行動を考える」という授業に対して、都議が介入する。

(参考:公益財団法人日本財団 包括的性教育の推進に関する提言書)